税務相談室

資産損失

北海道医師会顧問税理士　中村　孝一

質問１　自己所有の診療所が台風の被害を受けました。原状回復するために修繕する予定でしたが、工期が翌年までかかるため、年内に修繕費の金額が確定しません。この場合、被災した年分の必要経費に算入する方法はありますか。

回　答　診療所を原状回復する修繕等のために要する費用を見積もり、災害損失特別勘定として被災年分の必要経費を算入することができます。

不動産所得、事業所得又は山林所得（以下、「事業所得等」といいます）を生ずべき事業を営む居住者が、被災資産の修繕等のために要する費用を見積もり、次の１に掲げる合計額以下の金額を被災年分（災害のあった日の属する年分をいいます）において災害損失特別勘定に繰り入れた場合は、その繰り入れた金額を被災年分の必要経費に算入することができるとされています。この場合、被災年分の確定申告書に、災害損失特別勘定の必要経費算入に関する明細書を添付する必要があります。

注「被災資産」とは、次に掲げる資産で災害により被害を受けたものをいいます。

①居住者の有する棚卸資産

②居住者の有する固定資産で事業所得等を生ずべき事業の用に供するもの

③居住者が賃借をしている資産又は販売等をした資産で、契約によりその者が修繕等を行うこととされているもの

④山林

１　災害損失特別勘定の繰入額

災害損失特別勘定の繰入額は、被災資産について、災害のあった日（法令の規定、地方公共団体の定めた復興計画等により、一定期間修繕等の工事に着手できない場合は、「修繕等の工事に着手できることとなる日」とすることができます）から１年を経過する日まで支出すると見込まれる次に掲げる費用その他これらに類する費用（以下、「修繕費用等」をいいます）の見積額（被災年の翌年の１月１日以降に支出すると見込まれるものに限ります）の合計額（保険金等より補塡される金額を除きます）とされています。

また、その見積額は、建設業者、製造業者等による修繕費等の見積額によるなど合理的に見積もるものとされています。

⑴被災資産の滅失、損壊又は価値の減少によるその被災資産の取壊し又は除去の費用その他の付随費用

⑵土砂その他の障害物を除去するための費用

⑶被災資産の原状回復のための修繕費（被災資産の被災前の効用を維持するために行う補強工事、排水又は土砂崩れの防止等のために支出する費用を含みます）

⑷被災資産の損壊又はその価値の減少を防止するための費用

２　災害損失特別勘定の総収入金額算入

居住者が、被災資産に係る修繕費等の額として、被災年分の翌年分の事業所得等の必要経費に算入した金額（保険金等により補塡される金額を除きます）がある場合には、その必要経費に算入した金額に相当する災害損失特別勘定の金額を取り崩し、被災年分の翌年分の事業所得等の総収入金額に算入することとなります。

また、被災年の翌年の12月31日において災害損失特別勘定の残額がある場合には、その残額を被災年分の翌年分の事業所得等の総収入金額に算入することとなります。

これらの場合、被災年分の翌年分の確定申告書に、災害損失特別勘定の総収入金額算入に関する明細書を添付する必要があります。

なお、被災資産に係る修繕費等がやむを得ない事情により被災年の翌年の12月31日までに完了しなかったため、同日において災害損失特別勘定の残額を有している場合において、被災年分の翌年分に係る確定申告申請書の提出期限までに「災害損失特別勘定の総収入金額算入年分の延長確認申請書」を所轄税務署長に提出し、その確認を受けたときは、定められた年分に応じて定められた金額を事業所得等の総収入金額に算入することとなります。この場合においては、各年分の確定申告書に、災害損失特別勘定の総収入金額算入に関する明細書を添付する必要があります。